

買受申込書

令和 年 月 日

福島森林管理署白河支署長 殿
(登録番号T8000012050001)

(買受人住所)

(氏 名)

(代理人氏名)

(電話番号 : _____)

下記の物件を買い受けたいから裏面に記載した条項その他指示事項を遵守することを条件として申し込みます。

物件所在地 : 福島県白河市郭内128-1 福島森林管理署白河支署				
物件番号	1	品目	物件番号1号 ダイハツ ビーゴ 小型乗用車 福島501む2258	
売買代金明細	金額(税抜)	消費税	金額(税込)	備考
自動車本体価格	円	円	円	課税(10%)
自賠責保険料 未経過相当額	3,337円	333円	3,670円	
自動車重量税相当額	5,182円	518円	5,700円	
小計 (課税対象額合計)	円	円	円	
リサイクル預託金 (資金管理料金除く)	10,070円	0円	10,070円	非課税
合計	円	円	円	課税対象額+リサイクル預託金

売払決議

決議年月日 令和 年 月 日

分任契約担当官	総括事務管理官	事務管理官 (総務・経理)	総括森林整備官	主査

上記物件を売買契約書省略のうえ売り払ってよろしいか。

なお、代金納入後は下記職員により引渡を実施してよろしいか。

適用法規	売払事由
会計法 第 条第 項第 号 代決令 第 条第 項第 号	不要物品の売払い

引渡職員

(裏面)

契約条件調書

- 代金は、指定どおり納付すること。
- 物件の引渡は代金納入の日とする。
- 搬出期間は、物件引き渡しを終了した日から起算して15日以内とする。
- 買受人がやむを得ない事由により前項搬出期間満了前にその期間の延長を申請したときは、福島森林管理署白河支署長はその事由を審査して、期間の延長を認めることができる。
- 前項により期間を延長する場合は、買受人はその延長期間1日に対し、買受金額の1000分の1に相当する金額を納付しなければならない。
- 買受人は、福島森林管理署白河支署長があらかじめ指定する職員の立会いのもとに搬出するものとする。
- 物件引渡し前に、天災その他不可抗力によって物件に損害があった場合でも買受人は異議を申し立てることはできない。
- 買受人が契約条件を履行せず解約する時は、代金の100分の10に相当する金額を違約金として納付しなければならない。
- 買受人が、前記各項の契約条項を履行しないときは、この契約の全部、又は一部を解除されても異議を申し述べないこと。
- その他細部については福島森林管理署白河支署長の指示に従うこと。
- 特約事項
 - 買受人は、買受車両の所有者変更手続きを速やかに行い、廃車する場合は「一時抹消登録証明書」写し、継続使用する場合は使用者の変更をした「自動車車検証」写しを福島森林管理署白河支署長へ提出すること。
 - 買受人は、買受車両の「国有林ロゴマーク」、「福島森林管理署白河支署等の署名」等を早急に消去すること。また、消去したことを証明する写真を福島森林管理署白河支署長へ提出すること。

委任状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、令和8年 月 日公告の
不要物品 公用車 売払い
にかかる買受申込書提出に関する一切の件を委任します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

分任契約担当官

福島森林管理署白河支署長 殿

(参考) 買受申込書を封かんする封筒の表示例

持参の場合

分任契約担当官 福島森林管理署白河支署長 あて
件名 不用品（公用車）の売払
商号又は名称（法人のみ）
氏名 ○○ ○○

郵便の場合

〒961-0074
福島県白河市 郭内128-1
分任契約担当官 福島森林管理署 白河支署長 あて
簡易書留 または 配達証明
買受申込書在中

縦書き、横書きどちらでもかまいません。

提出する買受申込書を入れてのり付けして下さい。